



平成 29 年 4 月 26 日

各 位

会社名	大阪瓦斯株式会社
代表者名	代表取締役社長 本荘 武宏 (コード: 9532 東・名証第1部)
問合せ先	執行役員総務部長 竹口文敏 (TEL. 06-6202-2955)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款を一部変更し、単元株式数を変更することについて決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 199 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に係る議案を含む本定時株主総会付議議案の具体的内容につきましては、平成 29 年 5 月に取締役会にて決定する予定です。

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約するための取組みを進めており、平成 27 年 12 月、100 株単位への移行期限を平成 30 年 10 月 1 日に決定しました。当社は、東京証券取引所および名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款の一部変更は、後記 2. に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式の売買単位あたりの価格について、証券取引所が望ましいとしている水準（5 万円以上 50 万円未満）を考慮し、当社株式について 5 株を 1 株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。

なお、発行可能株式総数については、本株式併合の割合に準じて、現行の 37 億 750 万 6,909 株から 7 億株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主さまの保有株式 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日）	2,083,400,000 株
今回の併合により減少する株式数	1,666,720,000 株
併合後の発行済株式総数	416,680,000 株

(注)「今回の併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、「併合前の発行済株式総数」および本株式併合の割合に基づき算出した理論値です。実際のこれらの数値は、併合の効力発生日の前日の株式保有状況によって変動します。

④併合後の発行可能株式総数 7 億株（併合前：37 億 750 万 6,909 株）

なお、発行可能株式総数を定める定款規定は、本株式併合の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）に上記のとおり変更したものとみなされます。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	保有株式数（割合）
総株主	115,254 名（100.00%）	2,083,400,000 株（100.00%）
5 株未満（1 株～4 株）	1,299 名（ 1.13%）	1,769 株（ 0.00%）
5 株以上	113,955 名（ 98.87%）	2,083,398,231 株（100.00%）

本株式併合を行った場合、保有株式数 5 株未満の株主さま 1,299 名（その保有株式の合計は 1,769 株。平成 29 年 3 月 31 日現在。）が、株主としての地位を失うこととなります。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の規定に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記 2. に記載の本株式併合に関する議案が本定時株主総会において可決された場合には、平成 29 年 10 月 1 日をもって、次のとおりとなります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後の定款案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>37億750万6,909株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7億株</u> とする。
(単元株式数等) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 2 当社の株主は、株式取扱規程に 定めるところにより、その有する単 元未満株式の数と併せて単元株式 数となる数の株式を売り渡すこと を当社に請求することができる。	(単元株式数等) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 2 (条文内容は現行どおり)

4. 主要日程

平成29年4月26日 取締役会
平成29年5月(予定) 取締役会(株主総会招集決議)
平成29年6月29日(予定) 第199回定時株主総会
平成29年10月1日(予定) 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日

(ご参考) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、各証券取引所における株主の皆さまによる当社株式の売買は、同年9月27日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行われることとなります。

以 上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合についてのQ&A

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合についてのQ & A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買単位となる株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約するための取組みを進めており、100株単位への移行期限を平成30年10月1日としています。当社は、東京証券取引所および名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

あわせて、単元株式数の変更後の当社株式の売買単位あたりの価格について、証券取引所が望ましいとしている水準(5万円以上50万円未満)を考慮し、当社株式について5株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q 3. 株主の保有株式数や議決権はどうなりますか。

A 3. 株主さまの株式併合後の保有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された保有株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数(以下「端数株式」といいます。))がある場合はこれを切り捨てます。)となります。

また、議決権数は併合後の保有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日(平成29年10月1日(予定))の前後で、保有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前			効力発生後		
	保有株式数	議決権数		保有株式数	議決権数	端数株式
例 1	2,000 株	2 個	⇒	400 株	4 個	なし
例 2	1,500 株	1 個		300 株	3 個	なし
例 3	1,030 株	1 個		206 株	2 個	なし
例 4	777 株	なし		155 株	1 個	0.4 株
例 5	4 株	なし		なし	なし	0.8 株

- ・ 例 1 および例 2 に該当する株主さまは、特段のお手続きは必要ありません。
- ・ 例 3 および例 4 において発生する単元未満株式(例 3 では6株、例 4 では55株)につきましては、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取請求制度または買増請求制度をご利用いただけます。
- ・ 例 4 および例 5 において発生する端数株式(例 4 では0.4株、例 5 では0.8株)につきましては、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数株式が生じた株主さまに対し、端数株式の割合に応じて交付いたします。当社より交付する金額およ

びお手続きにつきましては、平成 29 年 11 月末頃にご案内を発送することを予定しております。

- ・例 5 においては、株式併合後に保有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 4. 併合後の端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 4. 今回の株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取請求制度または買増請求制度をご利用いただくことにより、端数株式が生じないようにすることも可能です。なお、下表の期間は、買取請求・買増請求の受付を停止させていただきます。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

買取請求の受付停止期間	平成 29 年 9 月 26 日 (火) ~ 平成 29 年 9 月 30 日 (土)
買増請求の受付停止期間	平成 29 年 9 月 14 日 (木) ~ 平成 29 年 9 月 30 日 (土)

Q 5. 株式併合によって保有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 5. 今回の株式併合により株主さまの保有株式数は 5 分の 1 となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式 1 株あたりの資産価値は 5 倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主さま保有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の 5 倍となります。

Q 6. 株式併合によって保有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A 6. 今回の株式併合により株主さまの保有株式数は 5 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して 1 株当たりの配当金*を設定させていただくこととなりますので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主さまの受取配当金の総額に影響が生じることはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

*平成 30 年 3 月期の配当予想は次のとおりです。

基準日	1 株当たりの配当金
平成 29 年 9 月 30 日 (株式併合前)	5 円
平成 30 年 3 月 31 日 (株式併合後)	25 円

Q 7. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 7. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 29 日 第 199 回定時株主総会
平成 29 年 9 月 26 日＊ 1,000 株単位での最終売買日
平成 29 年 9 月 27 日＊ 100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日＊ 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日
平成 29 年 11 月上旬＊ 株主さまへ株式併合割当通知発送
平成 29 年 11 月末日＊ 端数株式処分代金の支払開始
＊平成 29 年 6 月 29 日に開催予定の第 199 回定時株主総会において、株式併合に関する議案が可決された場合の予定です。

Q 8. 株主は何か手続きしなければならないのですか。

A 8. 特段のお手続きの必要はございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号：0120-782-031
受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで（土・日・祝祭日を除く）

以上